

## 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目(例)

### 趣旨

この点検項目は、幼児児童生徒の安全確保のためには、地域や警察等の関係機関と一体となって対応するとともに、学校としての安全管理のための方策が必要であることを踏まえ、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理のために、学校及び教育委員会等において取り組むべき事項並びに家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項について、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校及び教育委員会等においては、これを参考として、学校種や学校、地域の状況等に応じて必要な修正、追加を行うなどした上で、定期的に点検を実施し、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に万全を期すことが必要である。

### 点検項目

#### 学校において取り組むべき事項

#### 1 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
(教職員の共通理解と校内体制)			
(1) 幼児児童生徒の安全確保に関し、教職員の共通理解と校内体制について、次のような方法により整備されているか。			
日頃から職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより共通理解を深め、教職員一人一人が学校の安全管理について意識の向上を図っている。			
幼児児童生徒の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアル等を作成するなどして、校内体制の整備を図っている。			
(来訪者の確認)			
(2) 学校への来訪者が確認できるような措置を講じているか。			
立て札や看板等による案内・指示を行ったり、入口や受付を明示している。			
登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定している。			
来訪者にリボンや名札等を着用させて、識別が可能にしたり、来訪者に声かけ等をして身元の確認を行うなどして、外部からの人の出入りの確認を行っている。			
(不審者情報に係る関係機関等との連携)			
(3) 学校周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。			
日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。			
近接する学校や保育所等との間で情報を提供しあう体制をとっている。			
(始業前や放課後における安全確保の体制)			
(4) 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担(校内巡回等)を定め、幼児児童生徒の状況を把握しているか。			
(授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保の体制)			
(5) 授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保のため、教職員等による校内巡回等を行っているか。			
(登下校時における安全確保の体制)			
(6) 登下校時において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。			
幼児児童生徒に対し定められた通学路を通して登下校するよう指導している。			
通学路において人通りが少ないなど、幼児児童生徒が登下校の際に注意を払うべき個所をあらかじめ把握し、例えば、マップを作成して、幼児児童生徒、保護者に周知するなどして注意喚起している。			
登下校時等に万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の幼児児童生徒が緊急避難できる場所を幼児児童生徒一人一人に周知している。			
幼児児童生徒に対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法(大声を出す、逃げる等)を指導している。			

(校外学習や学校行事における安全確保の体制)			
(7) 校外学習や学校行事において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。			
事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認している。			
幼児児童生徒に対する事前の安全指導が十分行われている。			
万一の事態が発生した場合の連絡方法等をあらかじめ定めている。			
(安全に配慮した学校開放)			
(8) 学校開放(夜間・休日開放を含む)に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。			
学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策(施錠等)を講じている。			
学校開放時の安全確保について、PTAや地域住民等による学校支援のボランティアの積極的な協力を得ている。			
(学校施設面における安全確保)			
(9) 学校施設の面で、次のような安全確保策を講じているか。			
校門、圍障、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓・出入口等の破損、錠の状況の点検・補修を行っている。			
警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯監視システム、通報機器(校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等)等を設置している場合、作業状況の点検、警察や警備会社等との連絡体制の確認を行っている。			
死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場、駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認を行っている。			

## 2 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
(不審者情報がある場合の連絡等の体制)			
(10) 学校周辺等における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制が整備されているか。			
警察にパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図る。			
緊急時の幼児児童生徒の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定めている。			
幼児児童生徒の安全確保のため、PTAや地域住民等による学校支援のボランティアから学校内外の巡回等の協力を得る。			
(不審者の立入りなど緊急時の体制)			
(11) 学校内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え、次のような体制が整備されているか。			
直ちに校長、教頭又は他の教職員に情報が伝達され、幼児児童生徒への注意喚起、避難誘導や教職員による応急手当等、教職員が幼児児童生徒の安全を第一に考えた対応のできる体制(役割分担)を整えている。			
警察、消防署等の関係機関や教育委員会等に対して、直ちに通報がなされる体制(役割分担)を整えている。			
緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や、幼児児童生徒の避難訓練等が実施されている。			
警備員を配置している場合、巡回パトロールが効果的に行われ、緊急時に短時間で対応できる体制を整えている。			

教育委員会等において取り組むべき事項

1 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
(方針の明示と学校間の情報交換)			
(1) 教育委員会等は、管下の学校に対して、次のような措置を講じているか。			
幼児児童生徒の安全確保についての教育委員会等の方針（危機管理マニュアルの作成等）を明らかにしている。			
教職員に対し学校の安全管理や安全教育に関する研修会等を実施し、意識の向上を図っている。			
域内にある学校や保育所等間で迅速な情報交換ができる体制を整えている。			
(関係機関・団体との連携)			
(2) 教育委員会等は、幼児児童生徒の安全確保のため、次のような措置を講じ、関係機関・団体との連携を図っているか。			
警察、消防署等の関係機関、PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体への協力要請や情報交換を行っている。			
近接する市町村間等で不審者に関する情報を提供しあう体制をとっている。			
(安全に配慮した学校開放の推進)			
(3) 教育委員会等は、管下の学校において、安全に配慮した学校開放（夜間・休日開放を含む）が行われるよう次のような措置を講じているか。			
教育委員会等として、学校開放時に人員を配置するなど、安全確保の体制を整備している。			
学校開放時における開放部分と非開放部分との区別の明確化が図られるよう、非開放部分への不審者の侵入防止のための施設設備上の対策（錠、シャッター、警報装置等の整備など）を講じている。			
PTAや地域住民等による学校支援のボランティアに積極的な参加を得るよう協力要請をしている。			
管下の学校においてPTAや地域住民等による学校支援のボランティアの協力をどのように得ているかを把握している。			
(学校施設面における安全確保)			
(4) 学校施設の面で、幼児児童生徒の安全確保が図られるよう、次のような施設設備の整備を行っているか。			
1) 敷地内への侵入対策 校門、囲障、外灯（防犯ライト等）等の整備や破損箇所の補修を行っている。			
防犯監視システム等の整備を必要に応じ行っている。			
死角の原因となる立木等の剪定、自転車置場、駐車場や隣接建物からの侵入防止対策等を行っている。			
必要に応じ、職員室、事務室等をアプローチ部分や屋外運動場を監視でき、緊急時にも即応できる位置に配置している。			
2) 建物内への侵入対策 校舎の窓・出入口、錠等の整備や破損箇所の補修を行っている。			
防犯監視システム等の整備を必要に応じ行っている。			
必要に応じ低層階の外部に面する窓ガラスを防犯性能の高いものにしていく。			
3) 通報システムの整備 警報装置（警報ベル、ブザー等）、通報機器（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等）の整備を必要に応じ行っている。			
4) 幼児児童生徒の避難対策 教室等の避難経路を複数確保するとともに、避難を考慮した施錠システム（内部からのみ開錠可能等）としている。			

## 2 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
(不審者情報がある場合の体制) (5) 教育委員会は、管下の学校の周辺等における不審者等の情報を入手した場合には、次の措置を講ずるよう体制を整備しているか。			
速やかに関係する地域の学校に情報を提供し、注意喚起をする。			
警察に対し当該学校周辺におけるパトロール等の実施を要請するなど、関係機関との連携を図る。			
P T A、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体に注意喚起し、幼児児童生徒の安全確保のための協力を求める。			
(不審者の立入りや事件発生など緊急時の体制) (6) 管下の学校において、学校内に不審者が立ち入ったり、事件が発生したりしているなどの緊急時に備え、次のような体制を整備しているか。			
学校からの緊急時の連絡に対応する体制をとっている。			
緊急時に、関係部局や関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、学校における危機管理を支援する体制をとっている。			

### 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

#### 1 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
(家庭への働きかけ) (1) 不審者情報の警察、学校等への速やかな伝達が行われるよう、また、幼児児童生徒が犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、危険な場所の確認や屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかけが行われているか。			
(学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組) (2) 学校外の安全確保のため、P T A、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体の協力を得て、学区内の人通りの少ない場所等危険個所の点検や「声かけ運動」等の取組が行われているか。			
(登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体における取組) (3) 登下校時、授業中、学校開放時等の安全確保のため、P T A、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、通学路の安全点検、登下校時、授業中、放課後、学校開放時等における学校内外の巡回等の取組が行われているか。			
(4) 登下校時等に万一の場合、幼児児童生徒が緊急避難できる「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制がとられているか。			

#### 2 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
(5) 学校周辺や学区内等で不審者等の情報がある場合には、次のような取組を行う体制がとられているか。			
P T A、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、各家庭や地域への注意喚起、授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回、集団登下校への同伴等の取組が行われる体制がとられている。			
学校や関係機関等からの注意依頼の文書等が、各家庭に配布されたり、地域に掲示されたりするなど速やかに周知される体制がとられている。			